

第1表 接続料金  
 第1 網使用料  
 1 適用

区 分	内 容																				
(1) 網使用料の適用対象	網使用料は、協定事業者との接続に係る相互接続通信に適用します。																				
(2) 網使用料の適用区分	<p>当社は、通話モード接続機能及び64kb/sデジタル通信モード接続機能の提供においては、次の区分により網使用料を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 区域内</td> <td>相互接続点と契約者回線が第3欄に定める同一区域内に存在する場合</td> </tr> <tr> <td>イ 区域外</td> <td>ア以外の場合</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	ア 区域内	相互接続点と契約者回線が第3欄に定める同一区域内に存在する場合	イ 区域外	ア以外の場合														
区 分	内 容																				
ア 区域内	相互接続点と契約者回線が第3欄に定める同一区域内に存在する場合																				
イ 区域外	ア以外の場合																				
(3) 網使用料の適用区域表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>都 道 府 県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県</td> </tr> <tr> <td>関東・甲信越</td> <td>東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県</td> </tr> <tr> <td>東海</td> <td>愛知県、静岡県、岐阜県、三重県</td> </tr> <tr> <td>北陸</td> <td>富山県、石川県、福井県</td> </tr> <tr> <td>関西</td> <td>大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県</td> </tr> <tr> <td>四国</td> <td>香川県、愛媛県、高知県、徳島県</td> </tr> <tr> <td>九州・沖縄</td> <td>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</td> </tr> </tbody> </table>	区域	都 道 府 県	北海道	北海道	東北	青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県	関東・甲信越	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県	東海	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県	北陸	富山県、石川県、福井県	関西	大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県	中国	広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県	四国	香川県、愛媛県、高知県、徳島県	九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
区域	都 道 府 県																				
北海道	北海道																				
東北	青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県																				
関東・甲信越	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県																				
東海	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県																				
北陸	富山県、石川県、福井県																				
関西	大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県																				
中国	広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県																				
四国	香川県、愛媛県、高知県、徳島県																				
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県																				
(4) 当社が利用者料金の	別表2（接続形態）において当社が利用者料金設定事業																				

額を設定する接続形態に係る網使用料の適用	者となる接続形態に係る網使用料については、この料金表の規定にかかわらず、協定事業者はその支払いを要しません。(ただし、iモード移動無線装置ポケット接続装置機能に係る料金についてはこの限りではありません。)
(5) 通話モード接続機能に係る料金の適用	通話モード接続機能に係る料金については、2(料金額)(1)の料金額を適用します。
(6) 64kb/sデジタル通信モード接続機能に係る料金の適用	64kb/sデジタル通信モード接続機能に係る料金については、2(料金額)(2)の料金額を適用します。
(7) 衛星電話接続機能に係る料金の適用	衛星電話接続機能に係る料金については、2(料金額)(3)の料金額を適用します。
(8) MNP転送機能に係る料金の適用	MNP転送機能に係る料金については、2(料金額)(4)の料金額を適用します。
(9) FOMA直収ポケット接続機能に係る料金の適用	FOMA直収ポケット接続機能に係る料金については、2(料金額)(5)の料金額を適用します。
(10)MVNO回線管理機能に係る料金の適用	MVNO回線管理機能に係る料金については、2(料金額)(6)の料金額を適用します。
(11) iモード移動無線装置ポケット接続装置機能に係る料金の適用	iモード移動無線装置ポケット接続装置機能における接続装置に係る料金については、2(料金額)(7)の料金額を適用します。
(12)位置情報提供機能に係る料金の適用	位置情報提供機能に係る料金については、2(料金額)(8)の料金額を適用します。
(13)MVNO課金情報提供機能に係る料金の適用	MVNO課金情報提供機能に係る料金については、2(料金額)(9)の料金額を適用します。
(14)事業者課金機能に係る料金の適用	この料金表の規定にかかわらず、別表1(接続により提供する機能)の1-2に規定する事業者課金機能に係る料金については、協定事業者は網使用料の支払いを要しません。
(15)付加機能接続機能に係る料金の適用	この料金表の規定にかかわらず、別表1(接続により提供する機能)の1-4に規定する付加機能接続機能に係る料金については、協定事業者は網使用料の支払いを要しません。
(16)適用する機能の組み	FOMA直収ポケット接続機能及びMVNO回線管理機

合わせ	能は、第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)表中第4欄ア欄及び第5欄、又は同表中第4欄イ欄に規定する機能とともに組み合わせて適用されます。
-----	---

2 料金額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 通話モード接続機能	ア 区域内	1秒ごとに	0.135円	
	イ 区域外	1秒ごとに	0.156円	
(2) 64kb/sデジタル通信モード接続機能	ア 区域内	1秒ごとに	0.243円	
	イ 区域外	1秒ごとに	0.281円	
(3) 衛星電話接続機能		1秒ごとに	0.277円	
(4) MNP転送機能		1秒ごとに	0.011円	
(5) FOMA直収パケット接続機能	ア GTP接続する場合	(ア) 10Mb/sのもの	9,396,038円	月額
		(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	939,604円	月額
	イ ア以外の接続による場合	(ア) 10Mb/sのもの	12,567,408円	月額
		(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	1,256,741円	月額
(6) MVNO回線管理機能		1契約者回線ごとに	97円	月額
(7) iモード移動無線装置パケット接続装置機能		1ポートごとに	175,199円	月額
(8) 位置情報提供機能		1ポートごとに	1,199,839円	月額
(9) MVNO課金情報提供機能		1契約者回	16円	月額

	線ごとに		
--	------	--	--

第2 網改造料  
1 適用

区 分	内 容
(1) 網改造料の適用対象	網改造料は、1 - 1（網改造料の対象となる機能）に掲げる機能に適用します。
(2) 網改造料の按分	網改造料の対象となる機能（1 - 1（網改造料の対象となる機能）第4欄に規定する機能を除く）を当社又は複数の協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額を当社が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。

1 - 1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考	
(1) 関門交換機接続用伝送路設備等利用機能			
(2) OABO発信課金接続機能	当社の利用者から発信するOABO番号への通信について、利用者料金の課金を行う機能		
(3) 特定端末系事業者接続用伝送装置等利用機能	当社と特定端末系事業者との接続において当社が利用する特定端末系事業者の回線対応部専用機能（以下、「トランクポート等機能」といいます。）を協定事業者（特定端末系事業者を含みます。）が利用して当社と接続を行う機能		
(4) FOMA直収パケット接続装置機能	MVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行うために必要な100Mb/sの符合伝送が可能な接続装置を利用する機能	ア 第1（網使用料）第2（料金額）表中第5欄ア欄に規定する機能を利用するためのもの	第5欄の機能と組み合わせ適用されます。
		イ 第1（網使用料）第2（料金額）表中第5欄イ欄に規定する機能を利用するためのもの	
(5) GTP接続利用機能	第1（網使用料）第2（料金額）表中第5欄ア欄に規定する機能を利用するにあたり必要となるMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の直収パケット交換機を介した通信の経路設定等		

の処理を行う機能

2 料金額

網改造料は、次により算定します。

2 - 1 算出式

(1) (2)以外の料金額

項目	内 容
年額料金	<p>年額料金 = (1)本体設備使用料 + (2)土地建物使用料</p> <p>(1) 本体設備使用料 = 減価償却費 + 設備管理費</p> <p>(2) 土地建物使用料 = 土地使用料 + 建物使用料</p> <p>    土地使用料 = 設備管理費</p> <p>    建物使用料 = 減価償却費 + 設備管理費</p> <p>ただし、第27条の2（協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等）の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している接続用設備等について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、当該設備の法定耐用年数が経過するまでの間、次の算出式により算定した料金額を減額します。</p> <p>料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金 × 12</p>
減価償却費	<p>減価償却費は次の算出式により算定します。</p> <p>減価償却費 = 当該設備の創設費 / 法定耐用年数</p> <p>ア 上記の算出式にかかわらず、法定耐用年数経過後においても更改していないときは、上記に定める減価償却費の支払いを要しません。</p> <p>イ 当該設備の創設費は次の算出式により算定します。</p> <p>    当該設備の創設費 = (物品費 + 取付費) × (1 + 諸掛費率)</p> <p>    ただし、(2) の当該建物の創設費は、上記算出にかかわらず、当該建物に係る建設費用に当該設備の占有度を乗じて算定します。</p> <p>ウ 諸掛費率は2 - 2によります。</p>
設備管理費	<p>設備管理費は次の算出式により算定します。</p> <p>設備管理費 = 当該設備の創設費 × 設備管理費率</p> <p>ア 当該設備の創設費については、減価償却費に係る欄のイの算出式によります。</p> <p>    ただし、(2) の当該土地の創設費は、減価償却費に係る欄のイの算出式にかかわらず、当該土地に係る購入費用に当該設備の占有度を乗じて算定します。</p> <p>イ 設備管理費率は2 - 2によります。</p>
月額料金	<p>当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。</p>

(2) 1 - 1 (網改造料の対象となる機能) 第3欄に掲げる機能の料金額

項目	内 容
料金額	<p>料金額 = トランクポート等機能に係る当社負担額            ただし、上記の料金額に各々の協定事業者がトランクポート等機能を利用した総通信時間を当社及び協定事業者(特定端末系事業者を含みます。)がトランクポート等機能を利用した総通信時間で除して算定した比率を乗じて得た額を各協定事業者に適用します。</p>

2 - 1 の 2 接続用設備等を更改又は利用中止する場合の料金額

第27条(当社が行う接続用設備等の更改)又は第27条の2(協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等)第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が接続用設備等を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。

(1) 当社が接続用設備等を除却する場合

ア 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合

料金額 = 未償却残高 + 撤去工事費

(ア) 未償却残高は、次の算出式により算定します。

未償却残高 = 当該設備の創設費 × 法定耐用年数残存期間比率

当該設備の創設費は、2 - 1 算出式の減価償却費に係る欄の算出式によります。(2 - 1 の 2 (接続用設備等を更改又は利用中止する場合の料金額)において同じとします。)

法定耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。  
 法定耐用年数残存期間比率 = 法定耐用年数経過までの月数  
 (当該設備が撤去される期日を含む月の翌月から、当該設備の法定耐用年数が経過する期日を含む月までの間の月数をいいます。以下、同じとします。) / (法定耐用年数 × 12)

(イ) 撤去工事費は、次の算出式により算定する実費とします。この場合において第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2 - 3(2 - 2 に適用する作業単金)に規定する作業単金を適用します。

撤去工事費 = 作業単金 × 作業時間

イ 当該設備が法定耐用年数を経過している場合

料金額 = 撤去工事費

撤去工事費は、上記ア(イ)に規定する算出式により算定する実費とします。

(2) 当社が接続用設備等を転用する場合

料金額 = 未償却残高 + 撤去工事費 - 転用物品価額

ア 未償却残高は、上記(1)ア(ア)に規定する算出式により算定します。

イ 撤去工事費は、上記(1)ア(イ)に規定する算出式により算定する実費とします。

ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

転用物品価額 = 当該設備の創設費 - 当該設備の定率法による償却累計額

2 - 1 の 3 複数の協定事業者が現に利用している接続用設備等について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合の料金額

第27条の2（協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等）の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している接続用設備等（法定耐用年数を経過していないものに限ります。）について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、次の算出式により当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する料金額を算定します。ただし、全ての協定事業者に別段の合意があり、当社の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金 × 法定耐用年数経過までの月数

2 - 2 年額料金の算定に係る比率

区 分			内 容
諸掛費率			0.068
設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年数期間内	0.103
		法定耐用年数経過後	0.052
	ハードウェア	法定耐用年数期間内	0.107
		法定耐用年数経過後	0.052
	土地		0.116
	通信用建物		0.057